

6 年度 高齢者等紙おむつ等支給事業のご案内

1 対象者

練馬区介護保険の被保険者（練馬区から転出されている方でも住所地特例として練馬区の介護保険の被保険者となっている方を含む）で要介護1※以上（40歳～64歳で要介護認定を受けている方を含む）で常時紙おむつ等を必要とする方

※要介護1～3の方は、要介護認定の「排尿」または「排便」の項目において「全介助、一部介助」または「見守り等」に該当する方

ただし、つぎの方は対象になりません。

- (1) 生活保護を受給している方
- (2) 介護保険料所得段階「第9段階」（本人の前年合計所得320万円以上）以上の方
- (3) 介護保険の施設サービス（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）に入所している方
- (4) 他の制度で紙おむつの支給を受けている方

介護保険の認定状況がわかるもの、利用者本人の口座がわかるもの（おむつ代請求の場合のみ）をお持ちの上、総合福祉事務所 高齢者支援係へ申請してください。

2 転入者の所得確認

令和5年1月2日以降、練馬区に転入された方は前住地での課税（非課税）証明が必要です。

また、令和6年1月2日以降に転入された方は、申請時にご提出いただいた令和5年度のものとは別に、6年度の課税（非課税）証明も6月下旬頃にお取り寄せいただき提出をお願いします。

なお、第1号保険者の方で練馬区に転入してから1か月以上経っている方は、課税（非課税）証明が省略できる場合がございます。証明書が必要かどうかは事前に裏面の申込み先にご確認ください。

※ご本人がマイナンバーを利用した所得調査をご希望の場合には、上記の課税（非課税）証明の提出を省略出来ます。

3 受給資格

区は、申請された方の審査を行い上記の条件に当てはまる方を受給資格者として認定します。受給資格は申請を行った月からとなります。また、認定者となった方には登録通知を発送いたします。

4 利用方法

- (1) 在宅の方と有料老人ホーム、入院先に紙おむつを持ち込める方には、紙おむつを配達します。
- (2) 有料老人ホームと入院先で指定のおむつがあり、区で支給する紙おむつが持ち込めない方は、おむつ代の請求をすることができます。

※ 同じ月に(1)配達と(2)請求を重複して利用することはできません。

紙おむつ利用方法とその対象者		手順（詳細は裏面参照）
(1) 配達	【区の紙おむつが使える方】	練馬薬業協同組合に連絡 ↓ 紙 お む つ が 届 く
	・在宅で紙おむつを利用する ・入院先に紙おむつ等が持ち込み可能	
(2) 請求	【区の紙おむつが使えない方】	総合福祉事務所でおむつ代請求 ↓ おむつ代が振り込まれる
	・入院先に紙おむつ等を持ち込み不可能	

【注意事項】

※ 介護保険法の適用を受ける施設に入所している期間は、紙おむつの支給およびおむつ代の請求はできません。特別養護老人ホーム等に入所した場合は、資格が消滅します。

※ 要介護1～5でなくなった場合、年度途中で介護保険料所得段階「第9段階」以上になった場合や生活保護受給になった場合も資格が消滅します。

裏面へ

5 紙おむつの配達

ご自宅等に紙おむつを配達します。以下の手順でご注文ください。

ア 区から「高齢者紙おむつ登録通知書」が来たら、練馬薬業協同組合に連絡してください。

連絡先	練馬薬業協同組合	電話 0 1 2 0 - 0 0 9 - 2 2 7 (フリーダイヤル) FAX 0 1 2 0 - 0 0 9 - 2 2 8 (フリーダイヤル) ※時期によっては、電話がつながり難いことがあります。
------------	-----------------	---

イ 「練馬区紙おむつ支給登録者であること」「登録番号」「紙おむつ利用者氏名・住所」「配達先」とカタログの中から希望する商品名と数量をお伝えください。
商品はカタログの中からご自由にお選びいただけますが、合計金額の1割の一部負担が生じます。
なお、合計金額が 6,000円を超えた部分は、利用者負担になります。

(利用者負担金額のお支払いには、ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニエンスストアでの払込が便利にできる払込書もありますので、練馬薬業協同組合へご相談ください)

ウ 初回配達は、注文日によって翌月のお届け(翌月分)となります。通常、毎月10日から20日までに、紙おむつをお届けします。受取時に、配送品目を確認して、「指定納品書兼受領書」に受領印を押し、利用者負担金をお支払ください。 **※地域によっては、別途配達料がかかります。**

※紙おむつは、パッケージのまま配送します。

梱包を希望される方は、注文の時にお申し出ください。

エ おむつの種類・数量の変更および配達の一時中止・再開は、練馬薬業協同組合に電話で連絡をしてください。

オ 利用者が施設に入所した場合やおむつの配達先の変更等があった場合は、総合福祉事務所 高齢者支援係にて手続きを行ってください。

6 おむつ代の請求

ア 領収書の原本(入院状況の記載があるものとおむつ代の記載があるもの)をお持ちになり、総合福祉事務所 高齢者支援係にて手続きを行ってください。

※入院の領収書(本人氏名・病院名・入院期間、おむつ代の記載があるもの)、入院の領収書におむつ代の記載がない場合(リース会社や売店等で購入した領収書が別にある場合)は、入院の領収書(請求書)とおむつ代の領収書両方をお持ちください。

イ おむつ代の助成は月額上限5,400円です。登録した月以降の分について請求ができます。ただし、おむつ使用月の翌月から1年を経過した分のおむつ代は請求できません。

ウ おむつ代は、年3回、下記の期間内に請求のあった分を、おむつ利用者の口座に振り込みます。

{	1 回目 … 4 月下旬	12 月 1 日 ~ 3 月 31 日	までに区に請求のあった分
	2 回目 … 8 月下旬	4 月 1 日 ~ 7 月 31 日	〃
	3 回目 … 12 月下旬	8 月 1 日 ~ 11 月 30 日	〃

7 お問い合わせ

ご不明な点がございましたら高齢者支援課高齢給付係(☎5984-2774(直通))へお問い合わせください。

8 申込先

〒176 地域の方	練馬総合福祉事務所 高齢者支援係 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1	☎5984-1670(直通) 練馬区役所西庁舎2階
〒179 地域の方	光が丘総合福祉事務所 高齢者支援係 〒179-0072 練馬区光が丘2-9-6	☎5997-7762(直通) 光が丘区民センター2階
〒177 地域の方	石神井総合福祉事務所 高齢者支援係 〒177-8509 練馬区石神井町3-30-26	☎5393-2818(直通) 石神井庁舎4階
〒178 地域の方	大泉総合福祉事務所 高齢者支援係 〒178-8601 練馬区東大泉1-29-1	☎5905-5275(直通) 大泉学園ゆめりあ1 9階

※転出者の方は、転出前の練馬区の管轄地域にお申込みください。